

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、平成三十年四月一日、次の規約のとおり羽生市の公共下水道の汚泥の処理に関する事務を受託した。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

羽生市と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、羽生市（以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生ずる脱水汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を埼玉県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行は、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務に要する経費は、甲が乙に支払うものとし、当該経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、甲、乙協議の上別に定める。

(経理上の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、埼玉県流域下水道事業会計に計上するものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えたときは、甲はその賠償の責めを負うものとし、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその賠償の責めを負うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。